

しんきん自動振込約定

佐賀信用金庫
2020年4月現在

第1条（振込指定項目の届出）

- （1）自動振込の取扱い（以下、「本契約」といいます。）にあたっては、当金庫所定の定額自動振込依頼書（以下、「依頼書」といいます。）に振込期間・振込月・振込日・振込金額・受取人その他必要事項を記入のうえ取引店へ届出てください。
- （2）当金庫は、前項の依頼書に記載された自動振込の内容に従って、振込日に指定金額を依頼人の預金口座（以下、「指定預金口座」といいます。）から引落しのうえ受取人へ振込いたします。
この場合、預金の引落通知または振込金受取書等の発行は省略させていただきます。

第2条（手数料）

本契約にあたっては、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の振込手数料および口座振替手数料を振込の都度、指定預金口座から引落します。
なお、手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。
また、改定内容は店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

第3条（振込日）

振込日が当金庫休業日の場合は、その前営業日か翌営業日かの選択に従い取扱いいたします。
なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

第4条（振込金額）

振込金額は、指定月ごとに指定された金額といたします。

第5条（指定預金口座からの引落し）

- （1）指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）および同払戻請求書によらず、当金庫所定の方法により取扱いいたします。
なお、振込手数料および口座振替手数料についても同様の方法により取扱いいたします。
- （2）振込日の当金庫所定の時刻までに、指定預金口座の残高（支払可能残高）が振込金額と振込手数料および口座振替手数料の合算額に満たないときは、特に通知はせずにその月の振込は取り止めいたします。
なお、振込日に指定預金口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。
- （3）通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫はその責任を負いません。

第6条（振込の取消）

振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして処理いたします。

第7条（振込の取り止め、変更など）

振込期間内に振込を取り止める場合は、当金庫所定のしんきん自動振込サービス停止・解約届を取引店に届出てください。

また、振込の内容等を変更する場合には、解約届を提出のうえ、新たに変更した内容の取扱いをお届けください。

なお、この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条（通知等）

届出のあった氏名、住所あてに当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき日時に到達したものとみなします。

第9条（解約）

- （1）本契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。
- （2）指定預金口座が解約された場合は、本契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- （3）本契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。

なお、これらの場合解約通知は省略させていただきます。

第10条（災害等による免責）

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- （1）災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- （2）当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- （3）当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

第11条（譲渡、転貸等の禁止）

本契約にもとづく依頼人の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第12条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定および振込規定等により取扱います。

第13条（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上